

～文教のまち西原～

# にしはら

2006年

8

No.414

夏の夜に可憐な花を咲かせたさわふじ

| 町の世帯・人口        |               |
|----------------|---------------|
| (平成18年6月30日現在) |               |
|                | 前月比           |
| 世帯数            | 12,140世帯(+45) |
| 人口             | 33,839人(+42)  |
| 男              | 16,982人(+21)  |
| 女              | 16,857人(+21)  |

編集・発行／西原町役場企画政策課(広報係) 西原町字嘉手刈112番地

☎098(945)4533

印刷／丸正印刷(株)



さわふじをひと目見ようと集まった多くの観客のみなさん

## 内間御殿さわふじまつりを開催!

樹齢470年余の名木さわふじを町内外にアピールしようと、さわふじまつり実行委員会(小波津勇会長)は、7月15日から3日間、「歴史の香る内間御殿さわふじまつり」を開催しました。

会場には、可憐に咲いてすぐに散ってしまうさわふじの花をひと目見ようと、町内外から連日多くの観客が訪れました。

まつり期間中には、青年エイサーやさわふじ音頭、南米音楽なども披露され、訪れた観客を楽しませていました。



喜びいっぱいの西原クラブと関係者のみなさん

## 西原クラブがバレーボール県大会で優勝!

「サントリーカップ第26回全日本バレーボール小学生沖縄県大会(男子の部)」(6月24日)で、見事優勝に輝いた、西原クラブ男子チーム(中山博光監督)が、6月27日、町役場を訪れ優勝報告を行いました。

キャプテンの具志堅薫くんは「試合ではベストをつくしてがんばった。優勝できてとても嬉しかった」と笑顔で話していました。

同クラブは、8月に東京で行われる全国大会へ出場します。



研修に来た(左から)高橋実技さん、岡田直也さん、神谷英亮さん

## 地方自治体を学びにきました!

国家公務員の岡田直也さん(経済産業省)、神谷英亮さん(法務省)、高橋実技さん(財務省)が、6月19日から23日までの5日間、地方自治体実地体験として、西原町役場で研修を行いました。

三人は、各課での窓口業務などを体験しながら、地域住民とのふれあいをとおして、地方自治体の業務を学びました。

また、すぐやる課での研修では、罾にかかったアカマターの捕獲練習なども行い、三人は地方の多様な業務に驚いた様子でした。

生活研究会の  
ま～さいび～んどお

今月のMENU

◆材料(10人分)

|       |       |
|-------|-------|
| オクラ   | 200g  |
| だし汁   | 100cc |
| 卵     | 小1個   |
| 小麦粉   | カップ1  |
| マヨネーズ | 適量    |
| 人参    | 100g  |
| 削り節   | 適量    |
| 小魚    | 100g  |
| 塩     | 適量    |
| ソース   | 適量    |

◆作り方

- ①オクラは沸騰したお湯の中でゆでてから冷水にとり、切ってからだし汁と一緒にミキサーにかける。
- ②小魚はお湯をかけ、汁けをとる。
- ③ボールに①のオクラと卵、塩を入れてよくかき混ぜその中に小魚と千切りした人参、小麦粉を入れてよくかき混ぜる。
- ④フライパンに油をひいておたまで③の種をすくって焼く。
- ⑤器にとり、マヨネーズとソースをかけ、削り節をふりかける

※「生活研究会とれたて朝市情報」毎週水曜・土曜の朝9時30分ごろからJAおきなわ西原支店前で「青空市」を開催。地元の新鮮な農作物や加工品を格安で販売中。



マリンタウンあがりざき住宅用地好評分譲中! 残り29区画



# 体験



渡慶次リサさん・玉那覇さくらさん（西原東中学校）【西原東幼稚園】

子どもたちと一緒に遊べてとても楽しいです。でも、元気がありすぎて大変なところも……



津波巧真くん、嘉手苺裕幸くん、前川海斗くん、仲嶺眞陽くん（西原東中学校）【那覇バス（株）西原営業所】



保良采音さん、伊敷鞠花さん、與那嶺あゆみさん（西原中学校）【マクドナルド坂田店】

棚原慎也くん、小橋川祥久くん、西田健太朗くん（西原中学校）【西原町役場】



今日は広報の仕事でFM21に出演中です。将来はDJになろうかな！

## チャレンジウィーク

商品を並べたり、トイレ掃除とかは大変ですが、レジ打ちが楽しいです。



照屋杏奈さん、大嶺杏奈さん（西原東中学校）【ローソン西原津波店】



前城美幸さん、玉那覇さつきさん、砂川あやさん（西原東中学校）【ベーカリーいーすと】

パン生地を練るのが大変でした。でも作ったパンが売れると、とってもうれしいです。

動物と一緒に楽しいです。シャンプーや散歩の仕方などを習いました。



吉里円杏さん、大宜味紀香さん（西原中学校）【アイリス動物病院】



與那嶺圭祐くん、與那覇諭くん（西原中学校）【宮城椅子製作所】

大型紙芝居用の枠の色塗りをしています。暑い中大変だけど、作るのは楽しいです。

# 職場



新川明寛くんとお父さんの秀明さん【オートガレージ新川】

お父さんはいつも忙しいそうです。車の修理は難しい……



知念佳希くん・外間玲雄くん、大城健くん  
奥がお母さんの大城京子さん  
【花の店アリス】

花を店に出す準備とか、重い荷物を運んだりして大変



左から久保勝広所長、金城功恵校長、新崎眞季子さん、大城彩香さん、お母さんの大城さとみさん  
【沖縄ガス（株）西原充填所】

## チャレンジデー



平敷龍一くんと奥がお父さんの龍人さん  
【西原郵便局】

郵便物にゴム印を押す作業が楽しいです。でも重い荷物を運ぶのは大変でした。



与那嶺杏菜さん、左がお母さんの美由紀さん【レストランまちだ】

お弁当がたくさん売れるようにがんばります。

ずっと立ちっぱなしの仕事なので足が疲れます。



呉屋寛裕くん【ヘアサロンロジェール】



高江洲孝大くん・金城将人くん、田村元貴くん、奥がお父さんの高江洲昌明さん  
【西原町役場産業課】

みんなで畑に行ってきた。さとうきびを取ってました。楽しかったです！





みんなで集めたゴミを分別する西原中学校の生徒たち

## あがりティーダ公園海岸沿いを大清掃！

町役場の職員で構成するダイビングサークル「もぐりんず」の呼びかけで、6月24日、住民や企業、西原中学校1年生とその父母ら約250人が参加し、あがりティーダ公園の海岸沿いと船だまりの清掃を行いました。

参加者は、暑い日差しの中、空き缶やペットボトル、海からの漂流物などを拾い集め、約60袋のごみを回収しました。

船だまりを清掃した、西原中学校の大城まりなさんは「たくさんの空き缶が捨ててあった。自分で出したゴミはちゃんと持ちかえってほしい」と話していました。

この清掃は「まるごと沖縄クリーンビーチ2006」（沖縄クリーンコースネットワーク主催）の一環として行われ、中学生はこの他に海辺の生物観察も行いました。



城間修平選手（後ろ中央）と将来のプロバスケット選手候補の子どもたち

## 男子プロバスケットボール高松ファイブアローズの城間選手と交流

町内のミニバスケット関係者は、本町から初のプロバスケットボール選手となった城間修平選手を招き、城間選手への激励と子ども達への指導助言をもらうため、6月28日、坂田小学校体育館で交流会を行いました。交流会には、城間選手を一目見ようと、町内小中学校のバスケ部の児童生徒や保護者が200名余集まりました。

城間選手は、「夢を持ち続け努力することが大切、コートでは集中することがケガを防ぎ、上手になる」と話し、子どもたちにドリブルやシュートの指導を行いました。

デモンストレーションでの迫力あるダンクシュートには、アンコールもでるほどの盛り上がりで、子どもたちの熱い眼差しは、夢が目標に変わったことを感じさせました。

## Topics



関係者に桃太郎旗を贈呈した西原強さん（左）

### 「西原美人多し脇見注意」桃太郎旗贈呈

7月7日、西原東小学校（金城功恵校長）で、（宗）大典寺・西原浄園から、同校と近隣の4自治会へ「東っ子が通るスピードおとせ」、「西原美人多し脇見注意」などの書かれた交通安全桃太郎旗30本の贈呈がありました。

元警察官で現在同園統括部長の西原強さんは「警官の時は地域の安全ボランティアに大変お世話になった。何か地域に貢献できないかと思い、この旗を贈った」と話していました。



西原町商工会青年部を代表して発表した呉屋恵三さん

### 若い経営者の主張発表大会を開催

7月6日、西原町商工会で、県商工会青年部連合会中部支部主催による「若い経営者の主張発表大会」が開催されました。

大会には、中部各市町村商工会青年部から8名が参加し、商工会や地域での活動状況、今後の経営への取り組みや考え方など、それぞれが熱い思いを語りました。

今大会の最優秀賞には、うるま市具志川商工会青年部の嘉陽宗智さんが選ばれました。



小波津慰霊碑前での慰霊祭の様子

### 小波津自治会が慰霊祭

小波津自治会（糸数栄吉会長）では、6月23日の慰霊の日に、小波津慰霊碑前で慰霊祭を行いました。この慰霊碑には、沖縄戦で亡くなった小波津区民455人の名前が刻まれています。

慰霊祭には、区民や関係者を合わせて約70人が参加し、戦没者のご冥福をお祈りしました。

糸数会長は「この場を平和学習の場として、反戦平和を子どもたちに伝えていきたい」と話していました。



受講生のみなさんと、枠内は素敵な歌を聞かせた砂川涼子さん

### 平成18年度文教のまち学園が開講

高齢者の学びと交流の場とし、生きがいのある生活を目的とした「文教のまち学園」2期生の開講式が、6月22日、町中央公民館で行われ、受講生や関係者約70人が参加しました。

あいさつで垣花教育長は「今回も多彩な内容、楽しく学んでください」と受講生を激励しました。

この日は開講式終了後、「宮良長包と日本のうた」と題し、砂川涼子さん（沖縄キリスト教短期大学非常勤講師）による第1回目の講座も行われました。

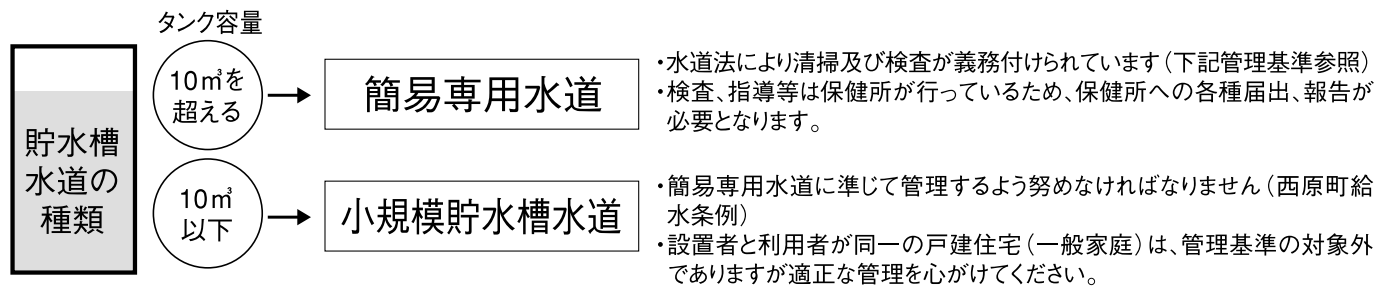
# 貯水槽（水タンク）の適正な管理について



## ◎受水槽や高置水槽の管理は、建物の管理者(所有者)の責任です！

マンションやビルなどで、貯水槽水道（受水槽や高置水槽のある建物）をお使いの場合、貯水槽以降の水質の管理は、建物の所有者または管理者が行うことになっています。

配水管より安全でおいしい水道水をお届けしても、受水槽や高置水槽などの内部が不衛生では、安心して水道水を飲んでいただくことができません。管理が不適切なものが見受けられますので、十分な衛生管理をお願いします。



## 管理基準

### 1〔貯水槽の清掃〕

1年以内ごとに1回、定期的に貯水槽(タンク)の清掃を行い、清掃時に水槽内の破損や劣化の点検を行いましょ。

### 2〔貯水槽の点検〕

有害物、汚水等に汚染されていないか、水槽内に異物の混入がないかなど、定期的に点検を行いましょ。

### 3〔水質検査の実施〕

1年以内ごとに1回以上、定期的に水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の有無に関する水質の検査を行いましょ。

### 4〔給水停止及び利用者への周知〕

供給する水が人の健康を害するおそれがあるとわかった時はただちに給水を停止し、その水を使用する事が危険であることを関係者に周知して下さい。

## 貯水槽は日頃からの管理が大切です

※貯水槽清掃業、同水質検査業の登録業者については上下水道課へお問い合わせください。

※広告を掲載してみませんか！ お問い合わせは、丸正印刷(株) TEL835-8181まで。



毎月発行の 広報にしはらに

**広告を掲載してみませんか！**

掲載ご希望の方はお気軽に下記の方までお電話でお申し込み下さい。

〔丸正印刷〕TEL.835-8181



町教育委員会は「平成十八年度海外短期留学派遣事業」の助成金交付式を、七月十日、町役場で行いました。

この事業は国際化に対応できる人材の育成をめざし毎年行われているもので、今回派遣されるのは、選考会で選ばれた町内在住の中学生二年生十四人です。その内二人に

**ハワイで友達たくさん作らましょ！**

海外短期留学生十四人へ助成金を交付！

ついでに、NPO法人西原町人づくり支援の会(大城進一理事長)の助成によるものです。

十四人の生徒は、七月二十六日から八月十日まで約二週間の日程でハワイ州オアフ島でのホームステイに参加します。

参加される方々は次のとおりです。(敬称略)

島袋 蓮華(西原中学校) 安里 公美子(西原中学校) 高江洲みずき(西原中学校) 又吉 愛里(西原中学校) 大山 あさき(西原中学校) 比嘉 美奈子(西原中学校) 宮平 智之(西原中学校) 砂川 彩乃(西原中学校) 座波龍之介(西原中学校) 比嘉 真也(西原中学校) 當山 博樹(西原中学校) 喜屋武美紗(西原中学校) 玉城里奈(西原中学校) 島袋 渚(昭和薬科大学附属中学校)

## 「生きる力」を育むライフスキル教育学習会 ～食生活やストレスへの対処法について考えよう～

沖縄県や西原町も含め、全国的な傾向として、運動不足や栄養過多による肥満者が増加傾向にあるといわれています。また、日常生活におけるストレス対処能力の低下により問題行動の増加や心身の健康を阻害することも大きな問題となっています。

そのような中、ライフスキル(=生きる力)を育むことは食生活の改善や健康行動の増加、ストレス対処能力の向上を促す重要な要因となります。

そこで、今回の学習会では、このような現状を踏まえ、ライフスキル教育について学んでいきます。食生活改善やストレスに打ち勝つきっかけをつかみ、心身の健康づくりに生かしてみませんか。

- |                                           |                                                           |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| ●主催：西原町食と農の推進協議会                          | ●対象：○西原町食と農の推進協議会委員及び関係者<br>○ライフスキル教育に関心のある方              |
| ●共催：琉球大学<br>沖縄ライフスキル教育研究会                 | ●定員：各コース50名程度(計100名程度)                                    |
| ●後援：西原町教育委員会                              | ●講師：・金城 昇(琉球大学教育学部 教育<br>カウンセリングコース教授)<br>・沖縄ライフスキル研究会会員  |
| ●日時：平成18年8月13日(日)<br>9時00分から12時30分まで      | ●申込期間：平成18年8月7日(月)<br>～平成18年8月11日(金)                      |
| ●会場：西原町中央公民館ホール、視聴覚室                      | ●申込先：西原町健康衛生課<br>TEL 945-5013<br>FAX 944-6551<br>担当：兼次・島袋 |
| ●テーマ：A「ライフスキルを育む食育活動」<br>B「ストレスの対処方法について」 |                                                           |



平成18年10月から医療費の自己負担などが増えます

◎高額療養費（高額医療費）の自己負担限度額が変わります

※高額療養費とは、同じ病院や診療所で支払った1ヶ月の医療費が、一定額を超えた場合に、手続きをすれば戻ってくるという制度です。（該当者へは役場から通知します。）

70歳未満の人の自己負担限度額

| 区 分                                   | 平成18年9月30日まで                                            | 平成18年10月1日から                                            |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 上位所得世帯<br>被保険者全員の基礎控除後の所得が670万円を超える世帯 | 139,800円＋医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算（多数該当：77,700円） | 150,000円＋医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算（多数該当：83,400円） |
| 住民税課税世帯<br>被保険者全員の基礎控除後の所得が670万円以下の世帯 | 72,300円＋医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算（多数該当：40,200円）  | 80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算（多数該当：44,400円）  |
| 住民税非課税世帯<br>被保険者全員の住民税が非課税の世帯         | 35,400円<br>（多数該当：24,600円）                               | 変更なし                                                    |

※多数該当とは、同一世帯で過去12ヶ月間に高額療養費の支給が、4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

70歳以上の人の自己負担限度額

| 区 分     | 平成18年9月30日まで |                                                        | 平成18年10月1日から |                       |
|---------|--------------|--------------------------------------------------------|--------------|-----------------------|
|         | 外来<br>（個人単位） | 外来＋入院<br>（世帯単位）                                        | 外来<br>（個人単位） | 外来＋入院<br>（世帯単位）       |
| 一定以上所得者 | 40,200円      | 72,300円＋医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算（多数該当：40,200円） | 44,400円      | 70歳未満の住民税課税世帯と同様の計算方法 |
| 一 般     | 12,000円      | 40,200円                                                | 変更なし         | 44,400円               |
| 低所得Ⅱ    | 8,000円       | 24,600円                                                | 変更なし         |                       |
| 低所得Ⅰ    |              | 15,000円                                                |              |                       |

※一定以上所得者：課税所得145万円以上の人が及びその人と同一世帯の70歳以上の人が

一般：被保険者全員のうち1人でも住民税が課税されている人がいる場合

低所得Ⅱ：被保険者全員が住民税非課税の場合

低所得Ⅰ：被保険者全員が住民税非課税かつ各所得が必要経費等（年金所得は80万円で控除）を差し引いたときに0円となる場合

ただし、老人医療該当者の場合は、被保険者全員を世帯員全員に読み替えます。

その他にも、上位所得者の慢性腎不全での人工透析に要する自己負担限度額が1万円から2万円に増額になります。また、療養病床（半年以上の入院）に入院する70歳以上の方について、食費・居住費相当額が負担増となります。

役場内パソコン室 パソコン講習会のお知らせ

| 日 程                          | 講 習 内 容                                                                    | 時 間         | 場 所                                      |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-------------|------------------------------------------|
| 9/14・9/21・9/28<br>10/5・10/12 | Power Point（プレゼンテーションソフト）<br>イラストやグラフ、表の挿入、アニメーションなどを活用し表現力豊かなスライドを作成します。） | 13：00～14：50 | 西原町役場内<br>第3庁舎<br>（地域情報センター）<br>1階 パソコン室 |

8月より応募方法が変わりました。下記の項目をよくお読みになり、お申し込み下さい。

応募方法 8/16（水）～8/18（金） 午前9時より 電話仮受付（電算係：945-5029）

午前9時～午後5時（12時～1時を除く・土曜、日曜日を除く）

※先着順とし定員18名に達し次第、締め切りとなります。

※尚、キャンセルする場合は8/25（金）までにご連絡下さい。

テキスト支払期間 8/21（月）～8/25（金）までに電算係へお納めください。（2,200円）

※支払期間内に納入がない場合、受付は無効（キャンセル）となります。ご了承ください。

※尚、テキスト代お支払い後の払い戻しは出来ませんのでご了承下さい。

応募対象者 1. 西原町民で5回全てを受講できる方。  
2. マウスの操作方法・文字入力を習得されている方。

※役場敷地内の駐車場には台数に限りがありますので、ご了承下さい。

地域情報センターでは、パソコン室を開放しております。どうぞ、お気軽にご利用ください。  
お問合せは電算係（TEL 945—5029 FAX 835—8166）まで！

8月度パソコン室オープンカレンダー  
（塗りつぶしの部分はお休みです）

午前 9時～12時 午後 1時～4時30分【正午から午後1時を除きます】

| 日        | 月        | 火        | 水        | 木        | 金  | 土  |
|----------|----------|----------|----------|----------|----|----|
| 午前<br>午後 |          | 1        | 2        | 3<br>午後  | 4  | 5  |
| 6        | 7        | 8        | 9        | 10<br>午後 | 11 | 12 |
| 13       | 14       | 15<br>終日 | 16       | 17<br>午後 | 18 | 19 |
| 20       | 21<br>午後 | 22<br>午後 | 23<br>午後 | 24<br>午後 | 25 | 26 |
| 27       | 28       | 29       | 30       | 31<br>午後 |    |    |

公的機関のような名前を乗  
り「健康チェックを地域住民に  
行っている」とか「各家庭の水  
道の水質を検査して回ってい  
る」等の電話が自宅にかかっ  
てきたらあなたならどう答え  
ますか。「分かりました。ご苦  
勞です」等と答えるものなら脈  
ありとすぐ来訪へと話は進む。訪  
問販売は相手にドアを開けさせ  
ることが始まる。悪質業者は  
電話でアポを取る際、販売目的  
を言わずに近づいて来る。最近  
の健康思考の強い中、特に水に  
対する関心は高い。飲み水を買  
って利用している人も多い中で、  
水商売は訪問販売業者にとつて  
も成長株。そこで健康不安をあ  
おり、商品の優良性を強調、月  
々の支払いを抑え（返済期間  
五、十年と長期に渡る）高価格  
感を薄れさせ言葉たくみに売り  
さばく。

事例 七代 女性

水質検査と言うことで訪問し  
て来た。試薬を入れたら青紫に  
変色。業者の商品を通した水は  
無色透明であった。このよう  
な水を今まで飲んでいたので  
水は今まで借りたり、水を買  
い、と器具を借りたり、水を買  
った。あるいは購入した方が  
いであれば購入した方がよい

人の好いあなたは上客？

玉那覇相談員の  
ワンポイント  
アドバイス



事例は無条件解約のク  
ラウドフ期間（八日間）は過ぎ  
いたものの、販売目的を告げず  
に接近していること（特定商  
引法違反）や実験商法（事例  
青紫の変色は塩素に反応した  
け。即汚水、悪い水とのイメ  
ジを抱かせ契約に持つといっ  
たのであれば不実告知で取消  
等の問題点があり県民生活セ  
ンターの斡旋交渉へとつなぐ。訪  
問販売は家の中に招き入れ  
たのなら、プロのセールスマ  
ンの言いなり。家族の者には良  
さが分かるまで買ったと言わ  
ない方がよい等のアドバイスも  
始末。営業トークはマニュアル  
化され、人の好いあなたを瞬  
時に識別し狙いを定め接近す  
る。突然の訪問者には警戒し、絶対  
に中に入れてはいけません。  
「要りません、帰って下さい」  
はハッキリ言う。（解約交渉に  
なった場合、不退去での取消し  
可）それでも押し切られサイ  
ングオフは絶対にお見逃しな  
く。それを過ぎると解約はそ  
う簡単に行かないことを肝に銘  
じよう。

では説明を受け契約書に  
サインをした。クレジットの  
通し、よく見ると月々の明  
細は三千円だが、九十八回  
中にボーナス払いの二万  
十四回含まれ、総額五十  
僅かな年金生活の身で八十  
居の息子に高額の反対され  
いる。



## ～ご家族・知人が入院されている方へ～

### ○老人医療受給者及び高齢受給者の皆さんへ

下記の場合、入院中の医療費や食事代が安くなります。

下記条件の1か2に該当する方は、入院時の医療機関で支払う一部負担金・食事代が減額されます。  
(寝たきり老人在宅総合診療又は在宅末期医療総合診療を受けている場合も対象となります。)

#### 「限度額適用・標準負担額減額認定証」

- 1 世帯員全員が住民税非課税の方……………低所得Ⅱ
- 2 世帯員全員が住民税非課税かつ各所得が必要経費等を差し引いたときに0円となる方……………低所得Ⅰ  
(年金収入の場合は、80万円以下の方)

※ただし、高齢受給者については、世帯員全員を→国保加入者全員とします。

※高齢受給者とは昭和7年10月1日以後生まれで、70歳になり高齢受給者証を交付された方です。

#### 【手続きに必要なもの】

- ・健康保険証
- ・医療受給者証  
(高齢受給者の方は高齢受給者証)
- ・印かん
- ・老齢福祉年金を受給されている方は、老齢福祉年金証書

| 所得区分 | 医療費(自己負担分) | 食事代(1食あたり)             |
|------|------------|------------------------|
| 一般の方 | 40,200円(※) | 260円                   |
| 低所得Ⅱ | 24,600円    | 90日まで210円<br>91日以降160円 |
| 低所得Ⅰ | 15,000円    | 100円                   |

(※) H18年10月以降 44,400円

### ○国保加入者の皆さんへ ～「標準負担額減額認定証」について～

下記の場合、入院中の食事代が安くなります。

国保加入者(69歳以下)で、国保世帯員全員が住民税非課税であれば入院時に食事代が減額されます。

#### 【手続きに必要なもの】

- ・国民健康保険証
- ・印かん

| 世帯区分     |          | 食事代    |
|----------|----------|--------|
| 一般世帯     |          | 1食260円 |
| 住民税非課税世帯 | 90日までの入院 | 1食210円 |
|          | 91日以降の入院 | 1食160円 |

※平成18年4月1日から食事代の計算が、1日あたりから1食あたりへ変更になりました。

※入院予定がある方、入院中の場合は代理の方が保険課窓口にて申請をして下さい。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」「標準負担額減額認定証」は、申請した月より適用となります。

※すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」「標準負担額減額認定証」をお持ちで、7月末までの有効期限の方は、再度手続きが必要となります。(再申請は8月1日から)

### ○老人医療の障害認定について

一定以上の障害があり認定を受けた65歳以上の方は、(すでに老人医療受給者証をお持ちの方を除く)申請をすると老人医療で医療が受けられ自己負担が1割または2割(平成18年10月1日からは3割)になります。

※一定以上の障害とは下記の条件のいずれかに該当する方をいいます。

- 1 身体障害者手帳の1級～3級、4級の一部の方
- 2 障害年金1級～2級を受給されている方
- 3 療育手帳A級の方

#### 【手続きに必要なもの】

- ・健康保険証
- ・印かん
- ・障害者手帳・障害年金証書・療育手帳のいずれか

保険課 国保係・老人医療係 ☎945-4791 (内線152・154)

## ～老人医療受給者及び高齢受給者の皆さんへ～

### ◎平成18年10月1日から一定以上所得者の自己負担割合が2割から3割に変更になります。

※一定以上所得者：課税所得145万円以上の人及びその人と同一世帯の70歳以上の人

また、一定以上所得者の判定基準も8月1日に変更になります。

※70歳以上の高齢者が医療を受けたときに支払う一部負担金の割合については、毎年8月1日に前年度の所得に応じて判定され、負担割合に変更のある方に新しい医療受給者証が交付されます。

#### 「一定以上所得者の判定基準の見直しについて」

70歳以上の高齢者のうち、現役世代と同程度の負担能力を有するものを一定以上所得者と位置づけて、高齢者であれば通常1割である医療機関における自己負担割合を、2割(平成18年10月以降3割)にすることとしています。また、その方と同一世帯に属する高齢者の方についても同様に一定以上所得者と位置づけられます。

今年度から地方税法上の市町村民税の算定に際し、公的年金等控除が縮減、老年者控除が廃止されるため、現役世代と同程度の負担能力を有するものと位置づけられた一定以上所得者の判定基準についても、以下のとおり見直されることとなりました。

|    |         | 見直し前    | 見直し後    |
|----|---------|---------|---------|
| 所得 |         | 145万円以上 | 変更なし    |
| 収入 | 高齢者単身世帯 | 484万円以上 | 383万円以上 |
|    | 高齢者複数世帯 | 621万円以上 | 520万円以上 |

#### 「見直し後の一定以上所得者の判定条件」

1. 課税所得額が145万円以上の70歳以上の高齢者の方
2. 課税所得額が145万円以上の70歳以上の方と同一世帯の70歳以上の方

※上記に該当する方でも、以下の場合は届出により1割負担となります。

- ①70歳以上の方が複数いる世帯で、70歳以上の方の合計収入額が520万円未満の場合
- ②同一世帯に他に70歳以上の方がいない世帯で、その収入額が383万円未満の場合



# 不法焼却（野焼き）の禁止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により罰則されます。

廃棄物の野焼き・不法投棄は禁止されております。

「不法焼却」とは、適正な焼却設備を用いずに廃棄物を焼却する行為を指します。  
具体的には、地面に穴を掘って焼却すること、ドラム缶で焼却すること等が上げられます。

平成13年4月から全ての廃棄物（家庭ごみ含む）について原則禁止。廃棄物の不法焼却は、煙や悪臭の発生だけでなく猛毒のダイオキシン類発生等の観点から大きな問題があります。

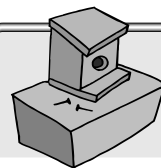
## 不法投棄の禁止

**5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金**  
（法人に対して・・・1億円以下の罰金）

またはこれらが併科されます **絶対ダメ!!**  
不法焼却（野焼き）未遂も、同様の処罰が科せられます。



不法焼却（野焼き）・不法投棄を発見したらご連絡ください。  
西原町役場 健康衛生課 環境保全係 ☎945-5013



## 引っ越しごみ・日曜大工ごみ等 ごみの直接搬入できます!



18年度より東部清掃施設組合への直接搬入（有料）を認めています。  
申請方法は、①西原町役場 健康衛生課（945-5013）へ問い合わせる ②健康衛生課にて申請手続き後、許可証を受け取る。 ③許可証所持のうえ東部清掃施設組合へ各自で搬入する。 **尚、搬入できるごみは分別された一般廃棄物に限ります。（産業廃棄物は搬入できません）**

連絡先 健康衛生課 ☎945-5013 FAX944-6551

# 早めに申請の手続きを!

## 石綿〈アスベスト〉による健康被害救済制度について

### 1. 救済制度の概要

石綿健康被害救済制度は、石綿〈アスベスト〉による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で、労災補償等の対象とならない方に対して、救済給付を行う制度。

この制度の対象となる病気（指定疾病）は、アスベストを吸入することにより発症した  
①中皮腫（がんの一種）、②肺がん（気管支又は肺の悪性新生物）とされています。

### 2. 指定疾病と救済給付の種類

〈指定疾病〉 アスベストによる ①中皮腫、②肺がん

〈救済給付の種類〉

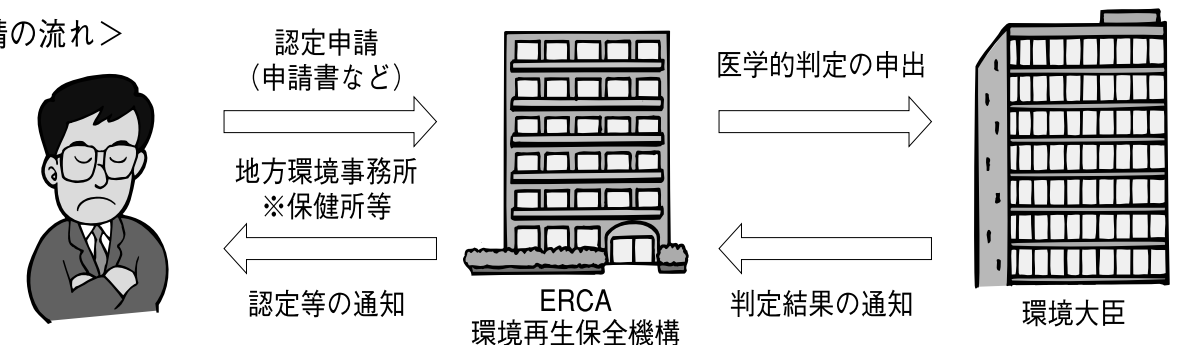
- ①医療費（本人が請求）……………自己負担分
- ②療養手当（本人が請求）……………103,870 円/月
- ③葬祭料（葬祭を行う方が請求）……………199,000 円
- ④特別遺族弔慰金（生計が同一であったご遺族が請求）……………2,800,000 円
- ⑤特別葬祭料（生計が同一であったご遺族が請求）……………199,000 円
- ⑥救済給付調整金（生計が同一であったご遺族が請求）……………

### 3. 認定申請について

救済給付を受けるには、日本国内においてアスベストを吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を独立行政法人環境再生保全機構から受ける必要があります。

認定申請書に添付書類を添えて、機構に直接または郵送で申請してください。

〈認定申請の流れ〉



〈必要な書類〉

- 認定申請書 ●戸籍記載事項証明書または申請者の戸籍の抄本、住民票の写しなど
- 指定疾病にかかっていることを証明できる医師の診断書（指定様式）など

申請・請求窓口（お問い合わせ先）

申請書などの様式は、下記の窓口又は機構ホームページより入手いただけます。

書類の受付は、下記の窓口又は郵送で受付いたします。

独立行政法人 環境再生保全機構 <http://www.erca.go.jp> Eメール [asbestos@erca.go.jp](mailto:asbestos@erca.go.jp)  
フリーダイヤル 0120-389-931

※相談窓口として沖縄県南部福祉保健所でも受付が行えます。  
沖縄県南部福祉保健所（健康推進課）☎889-6591 〒901-1104 沖縄県南風原町字宮平212番地

西原のことば⑤

まつりのなかのことは(桃原)

夏はまつりの季節です。町内では、今年も七月の綱ひきをピークに、旧盆のエイサー、ジューグヤ(十五夜)と続きます。

今回は、作物の実りを祈るグングワチ(五月)ウマチーを紹介します。

グングワチウマチーは、豊穣を感謝するルクグワチ(六月)ウマチーとともに、かつては琉球王国から任命されたノロと呼ばれる神女がとり行っていました。現在ではその後継者もとだえ、各地域で静かに行われています。

桃原では六月十日、ムラウグワン(ムラ御願)として自治会長を中心にグングワチウマチーが行われました。

1 ニードウクル(根所)

雨の降り続く午後五時半ごろ、桃原で最も古い家にあたるニードウクル根所のナーデーラー(宮平家)へ向かい、ヒヌカン(火の神)、神棚に祈りを捧げます。



▲ナーデーラーの屋敷



▲ビンシー

祈るときには、ムラのビンシー(瓶子)を用います。

ビンシー 近世期に考案された携帯用のウグワン(御願)道具で、酒入れの対瓶、盃、花米、平線香などが朱色の木箱に入っており、各地域を巡拝するのに便利。ビンシーとは、もともと錫製や陶器でできた対瓶のことをさすことば。

2 カーウビー(井戸拌み)

かつてのムラ跡と伝わるトーバル(桃原)シジに近いンブガー(産井戸)を拌みます。次に、小字湧原にあるワクガー



▲石灰岩づくりのワクガー

を拌み、同じ場所である井戸・ウチューガーに向かってタンカー(拌み(遙拝))します。井戸を拌むカーウビーは、ルクグワチウマ

チーにはなく、グングワチウマチーに行われます。また、各家で祖先の地を礼拝するカミウガミも、グングワチウマチーだけに見られるといひます。

3 イシシーサー(石獅子)

次に、約百年前にトーバルシジのふもとに埋められ、平成八年に掘り出された二対のイシシーサー(石獅子)を拌みます。そのため、トーバルシジはシーサーモーグワーとも呼ばれています。



▲雨の中イシシーサーを拌む



▲10年前に掘り出されたイシシーサー

ーサーが祀られていました。運玉森のふもとにある桃原では、ひんぱんに火事が起つたため、呉屋のシーサーの返しとして、呉屋に向けイシシーサーを設置しました。しかし、たびたび盗難にあい地中に埋めてしまったというわけです。ユーモラスな顔に負けず、その由来も興味深いものがありますね。

イシシーサーの巡拝は、以前の記録にはみられませんが、今では新たなムラウグワンの場所となっているようです。ヤマゲーシ 運玉森の山の神への返しで、これをしないとシートラーン(精気をとられる)といわれた。ケーシ(返し)は、厄を祓い返すという意。また、シーサーには災いをもたらす悪霊を追い払う魔よけの力があると信じられている。

4 トウンとウタキ(殿と御嶽)

児童公園内にあるトウン(殿)を拌むと、ここでも、北側にあるサクマタキ(佐久真の嶽)をタンカーします。トウンは『琉球国由来記』(七三年)に記されている「真境名之殿」にあたります。が、今ではその名前を聞くことはなく、トウン、またはトウンモーと呼ばれています。

まつり終了後も、ムラの有志の方々が熱心に桃原を語ってくださいまし。



▲まつりを終えた桃原のみなさん

【参考文献】

『西原町史』第四巻資料編三「西原の民俗」  
西原町史編集委員会／『沖縄大百科事典』  
沖縄タイムス社

「精神障がい」について考えてみませんか？

保健師だより

「精神障がい」という言葉は、みなさん一度は耳にしたことがあると思います。しかしながら、マスメディアなどの片寄った情報から、怖い人といったイメージが先行してなかなか正しく理解されていないというのが現状だと思います。一度、心の病気や「精神障がい」について考えてみませんか？

①「精神障がい」って、どんな障がいのか考えたことがありますか？

「身体障がい」という言葉があります。この言葉は、何を意味していて、どんな「障がい」かわかりますか？この「障がい」が意味する所は、その名のとおり「身体」、すなわち肢体や視覚、聴覚など「身体」が障がいされている状態という意味です。では、「精神障がい」という、言葉は何を意味しているのでしょうか。前出の「身体障がい」を参考に考えると、「精神」ってなんでしょう？

②大切なのは、脳の働きです。

「精神障がい」を考える上で大切なのは脳です。脳はみなさんご存知だと思いますが、脳は、体の中で司令塔の働きをしていて、脳が各部署に指令を出す時は、

脳からの情報を他の所へ伝える働きをするお手伝い(難しい言葉でホルモンといいます)が脳からの指令を伝えて体を動かしていきます。このように、脳の活動はお手伝い(ホルモン)を各部署に送って情報を伝えることで成り立っています。「精神障がい」というのは、脳が各部署に情報を送る時のお手伝い(ホルモン)が、心の病気によって障がいされている状態です。だから、「精神障がい」というのは、心の病気がお手伝い(ホルモン)を障がいしていることを意味します。

③「精神障がい」とは、ホルモンの障がいのことです。

ホルモンという言葉は、すこし聞きなれない方もいるかもしれませんが、例えば、糖尿病は、インシュリンというホルモンが足りなくなる病気で、更年期障がいというのは、女性ホルモンが少なくなることによっておこる病気です。同じように、「精神障がい」も、脳のホルモンに異常が起きている状態です。だから、糖尿病や更年期障がいと同じように、ホルモンのバランスを整える薬で回復します。しかし、「精神障がい」についての、誤った知識や無知が本来の障がいとは別の障がい(偏見)を作っているという悲しい現状があり、それが彼らを苦しめている現状があります。

町では、健診後のアドバイスとして電話や訪問による相談もしておりますので、是非活用して下さい。

お問い合わせ 健康衛生課 TEL 945-5013 FAX 944-6551

| 月日   | 曜日 | 事業名         | 対象者                            | 実施場所      | 使用室      | 受付時間        |
|------|----|-------------|--------------------------------|-----------|----------|-------------|
| 8/2  | 水  | ベビースクールⅠ    | H18.2.8～H18.4.2                | 中央公民館     | 調理室・和室   | 13:30～      |
| 8/2  | 水  | 住民健診        | 我謝・与那城                         | 中央公民館     | ホール      | 9:00～10:00  |
| 8/10 | 木  | デイケア(三味線教室) | 心の病回復者                         | 社会福祉センター  | 休養室      | 14:30～      |
| 8/10 | 木  | 3歳児健診       | H15.4.13～H15.5.9               | 中央公民館     | ホール・和室   | 13:30～14:15 |
| 8/11 | 金  | 住民健診        | 安室・西原ハイグ・泉宮西原団地・泉宮幸地高麗社宅・幸地ハイグ | 中央公民館     | ホール      | 9:00～10:00  |
| 8/13 | 日  | ライフスキル教育学習会 | 関心のある方                         | 中央公民館     | ホール・視聴覚室 | 9:00～       |
| 8/16 | 水  | デイケア        | 心の病回復者                         | 健康衛生課集合   | 大広間      | 9:00～       |
| 8/16 | 水  | ベビースクールⅡ    | H18.2.8～H18.4.2                | 社会福祉センター  | ホール・控室   | 13:30～      |
| 8/17 | 木  | 1歳半健診       | H17.1.20～H17.2.16              | 中央公民館     | ホール      | 13:30～14:15 |
| 8/20 | 日  | 住民健診        | 未受診者                           | 中央公民館     | プレイルーム   | 9:00～10:00  |
| 8/23 | 水  | ベビースクールⅢ    | H18.2.8～H18.4.2                | 坂田児童館     | 休養室      | 10:00～      |
| 8/24 | 木  | デイケア(三味線教室) | 心の病回復者                         | 社会福祉センター  |          | 14:30～      |
| 8/28 | 月  | B C G       | 3ヶ月～6ヶ月未満                      | 沖縄県総合保健協会 |          | 15:30～16:30 |
| 8/30 | 水  | ベビースクールⅣ    | H18.2.8～H18.4.2                | 西原町図書館    | ホール      | 13:30       |
| 9/1  | 金  | ビューティースリム教室 | 太りぎみの方                         | 町民体育館     | アリーナ     | 9:30～       |
| 9/7  | 木  | 二歳児歯科健診     | H16.3.2～H16.6.6                | 中央公民館     | 和室       | 13:30～14:15 |
| 9/8  | 金  | ビューティースリム教室 | 太りぎみの方                         | 町民体育館     | アリーナ     | 9:30～       |
| 9/11 | 月  | 心の病を支える家族の会 | 心の病回復者の家族                      | 中央公民館     | 休養室      | 14:00～      |
| 9/14 | 木  | デイケア(三味線教室) | 心の病回復者                         | 社会福祉センター  | ホール・和室   | 14:00～      |
| 9/14 | 木  | 3歳児健診       | H15.5.10～H15.6.13              | 中央公民館     | ホール      | 13:30～14:15 |
| 9/15 | 金  | 子宮・乳がん検診    | 20歳(子宮がん)30歳(乳がん)以上の女性         | 中央公民館     |          | 13:30～14:30 |
| 9/15 | 金  | ビューティースリム教室 | 太りぎみの方                         | 町民体育館     | アリーナ     | 9:30～       |

※デイケア、心の病を支える家族の会に初めて参加される方は、必ず健康衛生課までお問い合わせ下さい。 お問い合わせ 健康衛生課 TEL 945-5013 FAX 944-6551



# お知らせ

## 西原町健康衛生課 嘱託保健師及び嘱託看護師の予定候補者名簿掲載について

【職務】  
地域保健業務全般

【資格要件】

・保健師又は、正看護師免許保持者  
・要運転免許  
・看護師については、町内在住者

【受付期間】

平成18年8月1日から8月31日

【申し込み方法】

履歴書（写真貼り付け）及び免許証の写しを健康衛生課へ提出。

【名簿掲載期間】

履歴書提出から一年間

【問い合わせ先】

健康衛生課 保健係

☎945・5013  
FAX944・6551

## 電算事務指導業務嘱託員募集について

【職種区分及び業務内容】  
電算事務指導業務嘱託員

【採用予定数】 1名

【業務内容】 システムへのデー

タ入力、パソコン講習会のサブ講師（場合によってメイン有）パソコン関係のトラブルへの対応、設定・メンテナンス作業

【勤務時間等】

平日 月～金（祝祭日除く）

8時30分～17時15分（8時間勤務）

【待遇】 報酬 一五、四〇〇円

諸手当 無し

【雇用期間】 平成18年10月1日～平成19年3月31日

【応募期間】 平成18年8月1日（火）～31日（木）

【提出書類】 履歴書・職務履歴書

【応募先】 西原町総務課職員係

【応募資格】

①沖縄県内に在住する方

②業務内容に記載した業務を遂行する能力を有する方

・パソコンの基本操作、基本アプリケーション操作、設定、トラブル対応

・パソコン講習会講師

・データ入力

【選考の方法】

履歴書等による書類審査。必要に応じ面接審査等有り。

【備考】

同一条件の場合は、町内在住者を優先。

【問合せ先】

西原町役場 財政課電算係

☎945・5029（内183）

## 西原町臨時職員採用予定候補者名簿掲載について

【職種区分及び職務内容】

職種区分／一般事務職

業務内容／一般的な事務処理業務

【採用期間】

採用後1年以内

【資格】

西原町に住所を有する者で高等学校卒業以上の学歴を有する者

【受付及び提出書類】

午前9時～午後5時（土曜・日曜・休日を除く）までの間

自筆履歴書1通（写真を貼付したもの）を総務課へ提出。

※その他詳細については、西原町役場総務課へお問い合わせ下さい。

☎945・5011

FAX946・6086

## 選挙管理委員会からのお知らせ 沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿掲載申請

毎年、申請に基づいて沖縄海区漁業調整委員会委員の選挙人名簿が作られます。名簿に đăng載漏れになりますと、たとえ選挙

権はあっても投票することができませんから次の何れかの一つに該当される方は必ず定められた期間内に申請して下さい。

1 海区に沿う市町村内（西原町内）に住所又は事業場を有するものであつて1年に90日以上漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事するもの（法人を含む。）

2 知事の権限によつて前述該当者の範囲を拡張せられたもの。

3 海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の役員であつてその委員又はその役員に就任後前述1、2に該当しなくなったため選挙権を失つたもの（この場合に該当するものは委員又は役員でその任期中及び退任後に最初に行われる選挙に限る。）

【申請の基準日】

平成18年9月1日

【申請の期間】

平成18年9月1日から9月5日まで

申請書の配布及び提出の場所

西原町選挙管理委員会（総務課内）

☎945・5011

FAX946・6086



## 西原町議会議員選挙について 選挙管理委員会からのお知らせ

平成18年9月27日任期満了による西原町議会議員の一般選挙が、左記のとおり行われます。投票日当日に用事などで投票にいけない方は、前もって投票を利用しましょう。

まちづくりへの参加です、みなさんそろって投票しましょう。

【西原町議会議員選挙】

告示日／平成18年9月5日（火）

投票日／平成18年9月10日（日）

【期日前投票】（不在者投票期間／平成18年9月6日（水）～9月9日（土））

時間／午前8時30分～午後8時

【お問い合わせ】

西原町選挙管理委員会

☎945・5011（内線111）

FAX946・6086

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」について

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給中の方は、受給資格確認のため「現況届（特児については「所得状況届」）の提出が必要です。この届出がない場

合 8月以降の手当（12月支給）が受けられなくなりますので必ず届出してください。

また、「母子及び父子家庭等医療費助成」の現況届も同時に行います。

○受付日程

（児童扶養手当）

【受付期間】

8月9日～8月11日

（特別児童扶養手当）

【受付期間】

8月14日～8月15日

【場所】

第5庁舎会議室（福祉課となり）

【受付時間】

9時～16時

（12時～13時を除く）

○必要書類

①印鑑（シャチハタ印は不可）、

②（特別）児童扶養手当証書、

③健康保険証

☆その他証明が必要な場合

・平成18年1月2日以降に西原町へ転入した方／「平成18年度児童扶養手当用所得証明書」（平成18年1月1日現在の住所地で発行）

・別居している子どもがいる場

合 8月以降の手当（12月支給）が受けられなくなりますので必ず届出してください。

また、「母子及び父子家庭等医療費助成」の現況届も同時に行います。

○受付日程

（児童扶養手当）

【受付期間】

8月9日～8月11日

（特別児童扶養手当）

【受付期間】

8月14日～8月15日

【場所】

第5庁舎会議室（福祉課となり）

【受付時間】

9時～16時

（12時～13時を除く）

○必要書類

①印鑑（シャチハタ印は不可）、

②（特別）児童扶養手当証書、

③健康保険証

☆その他証明が必要な場合

・平成18年1月2日以降に西原町へ転入した方／「平成18年度児童扶養手当用所得証明書」（平成18年1月1日現在の住所地で発行）

・別居している子どもがいる場

合 8月以降の手当（12月支給）が受けられなくなりますので必ず届出してください。

また、「母子及び父子家庭等医療費助成」の現況届も同時に行います。

○受付日程

（児童扶養手当）

【受付期間】

8月9日～8月11日

（特別児童扶養手当）

【受付期間】

8月14日～8月15日

【場所】

第5庁舎会議室（福祉課となり）

【受付時間】

9時～16時

（12時～13時を除く）

○必要書類

①印鑑（シャチハタ印は不可）、

②（特別）児童扶養手当証書、

③健康保険証

☆その他証明が必要な場合

・平成18年1月2日以降に西原町へ転入した方／「平成18年度児童扶養手当用所得証明書」（平成18年1月1日現在の住所地で発行）

・別居している子どもがいる場

合 8月以降の手当（12月支給）が受けられなくなりますので必ず届出してください。

また、「母子及び父子家庭等医療費助成」の現況届も同時に行います。

○受付日程

（児童扶養手当）

【受付期間】

8月9日～8月11日

（特別児童扶養手当）

【受付期間】

8月14日～8月15日

【場所】

第5庁舎会議室（福祉課となり）

【受付時間】

9時～16時

（12時～13時を除く）

○必要書類

①印鑑（シャチハタ印は不可）、

②（特別）児童扶養手当証書、

③健康保険証

☆その他証明が必要な場合

・平成18年1月2日以降に西原町へ転入した方／「平成18年度児童扶養手当用所得証明書」（平成18年1月1日現在の住所地で発行）

・別居している子どもがいる場

合 8月以降の手当（12月支給）が受けられなくなりますので必ず届出してください。

また、「母子及び父子家庭等医療費助成」の現況届も同時に行います。

○受付日程

（児童扶養手当）

【受付期間】

8月9日～8月11日

（特別児童扶養手当）

【受付期間】

8月14日～8月15日

【場所】

第5庁舎会議室（福祉課となり）

【受付時間】

9時～16時

（12時～13時を除く）

○必要書類

①印鑑（シャチハタ印は不可）、

②（特別）児童扶養手当証書、

③健康保険証

☆その他証明が必要な場合

・平成18年1月2日以降に西原町へ転入した方／「平成18年度児童扶養手当用所得証明書」（平成18年1月1日現在の住所地で発行）

・別居している子どもがいる場

合 8月以降の手当（12月支給）が受けられなくなりますので必ず届出してください。

また、「母子及び父子家庭等医療費助成」の現況届も同時に行います。

○受付日程

（児童扶養手当）

【受付期間】

8月9日～8月11日

（特別児童扶養手当）

【受付期間】

8月14日～8月15日

【場所】

第5庁舎会議室（福祉課となり）

【受付時間】

9時～16時

（12時～13時を除く）

○必要書類

①印鑑（シャチハタ印は不可）、

②（特別）児童扶養手当証書、

③健康保険証

☆その他証明が必要な場合

・平成18年1月2日以降に西原町へ転入した方／「平成18年度児童扶養手当用所得証明書」（平成18年1月1日現在の住所地で発行）

・別居している子どもがいる場

合 8月以降の手当（12月支給）が受けられなくなりますので必ず届出してください。

また、「母子及び父子家庭等医療費助成」の現況届も同時に行います。

○受付日程

（児童扶養手当）

【受付期間】

8月9日～8月11日

（特別児童扶養手当）

【受付期間】

8月14日～8月15日

【場所】

第5庁舎会議室（福祉課となり）

【受付時間】

9時～16時

（12時～13時を除く）

○必要書類

①印鑑（シャチハタ印は不可）、

②（特別）児童扶養手当証書、

③健康保険証

☆その他証明が必要な場合

・平成18年1月2日以降に西原町へ転入した方／「平成18年度児童扶養手当用所得証明書」（平成18年1月1日現在の住所地で発行）

・別居している子どもがいる場

合 8月以降の手当（12月支給）が受けられなくなりますので必ず届出してください。

また、「母子及び父子家庭等医療費助成」の現況届も同時に行います。

○受付日程

（児童扶養手当）

【受付期間】

8月9日～8月11日

（特別児童扶養手当）

【受付期間】

8月14日～8月15日

【場所】

第5庁舎会議室（福祉課となり）

【受付時間】

9時～16時

（12時～13時を除く）

○必要書類

①印鑑（シャチハタ印は不可）、

②（特別）児童扶養手当証書、

③健康保険証

☆その他証明が必要な場合

・平成18年1月2日以降に西原町へ転入した方／「平成18年度児童扶養手当用所得証明書」（平成18年1月1日現在の住所地で発行）

・別居している子どもがいる場

合 8月以降の手当（12月支給）が受けられなくなりますので必ず届出してください。

また、「母子及び父子家庭等医療費助成」の現況届も同時に行います。

○受付日程

（児童扶養手当）

【受付期間】

8月9日～8月11日

（特別児童扶養手当）

【受付期間】

8月14日～8月15日

【場所】

第5庁舎会議室（福祉課となり）

【受付時間】

9時～16時

（12時～13時を除く）

○必要書類

①印鑑（シャチハタ印は不可）、

②（特別）児童扶養手当証書、

③健康保険証

☆その他証明が必要な場合

・平成18年1月2日以降に西原町へ転入した方／「平成18年度児童扶養手当用所得証明書」（平成18年1月1日現在の住所地で発行）

・別居している子どもがいる場

合 8月以降の手当（12月支給）が受けられなくなりますので必ず届出してください。

また、「母子及び父子家庭等医療費助成」の現況届も同時に行います。

○受付日程

（児童扶養手当）

【受付期間】

8月9日～8月11日

（特別児童扶養手当）

【受付期間】

8月14日～8月15日

【場所】

第5庁舎会議室（福祉課となり）

【受付時間】

9時～16時

（12時～13時を除く）

○必要書類

①印鑑（シャチハタ印は不可）、

②（特別）児童扶養手当証書、

③健康保険証

☆その他証明が必要な場合



# 高齢者の実態把握調査にご協力ください

西原町地域包括支援センターでは、西原町の高齢者の状況を把握するために、高齢者の「実態把握調査」を実施しております。センター職員は西原町が発行した身分証明書を携帯しております。センター職員の訪問の際は、調査へご協力をお願いいたします。

## Q：地域包括支援センターではどんなことをしているのでしょうか？

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者のみなさんを、住み慣れた地域で安心した生活を続けることができるように支援をします。地域包括支援センターでは次のようなことしています。

- 高齢者やその家族のさまざまな相談を受け、必要なサービスにつなぎます。
- 地域の高齢者の状況を把握するため、実態把握調査を行います。
- 高齢者の虐待防止や権利擁護のための支援をします。
- 「介護予防」を重視して、できる限り介護が必要な状態にならないよう支援します。

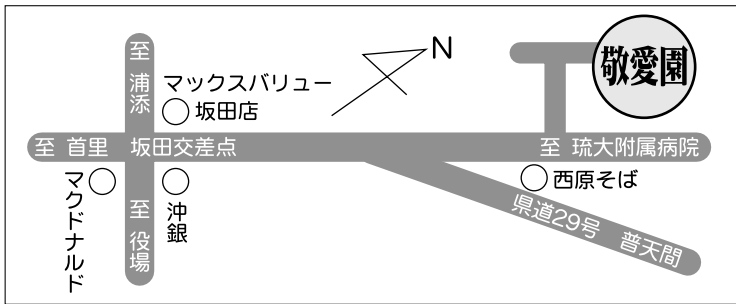
## Q：地域包括支援センターの職員はどんな方ですか？

保健師、看護師、社会福祉士、主任ケアマネージャーなどの専門職がいます。これらの専門職が連携して、高齢者の支援をしていきます。

## Q：地域包括支援センターはどこにありますか？

地域包括支援センターは、西原敬愛園の4階に設置しています。

お問い合わせ  
〒903-0127  
西原町徳佐田159-1  
西原敬愛園内4階  
TEL 946-2111  
FAX 946-1858



問い合わせ：西原町役場保険課 TEL 945-4791 FAX 944-6551

※広告を掲載してみませんか！ お問い合わせは、丸正印刷(株) TEL835-8181まで。

グラフィックデザイン  
**Ks** 発想を発創する力。  
■広告企画・制作■  
キーズプロジェクト  
〒901-2214  
沖縄県宜野湾市我如古145-1 (高良アパ+202)  
Phone/Fax 098-890-4795

●企画・設計・施工・管理● 「見える」建築  
**明建**  
有限会社  
TEL 098-942-3088  
建築許可番号(般-17)第10970号 中城村伊舎堂284番地の24

**西原キッズ農園(仮称)利用者募集のお知らせ！**  
産業課では、食と農の推進事業の一環として、児童生徒の食育や農業への理解を深めてもらうため、西原キッズ農園(仮称)を開園いたします。親子で、おじいちゃんとお孫さんと、クラブ活動、地域の子ども会などで、約10坪の畑を耕してみませんか？町外の方でももちろん可能です。希望される方は産業課までご連絡ください。希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。  
【所在地】西原町小波津金秀建設そば  
【利用料】一区画(10坪)年間 四、〇〇〇円  
【利用期間】平成23年3月末までの5年間  
【募集区画数】15区画(予定)  
【募集締切】平成18年8月11日(金)午後5時まで  
【申込み先】西原町役場産業課 玉那覇  
☎945・4540  
FAX945・4580  
e-mail:suy@town.nishihara.okinawa.jp

**第3回西原町ソフトテニス大会の開催について**  
【目的】ソフトテニスの競技人口の底辺拡大と競技力の向上を目的とする  
【主催】西原町体育協会ソフトテニス部  
【日時】平成18年9月10日(日)午前9時(受付午前8時30分から)  
【会場】西原町民テニスコート  
【競技】親子の部・一般の部(経験者・初心者)  
【参加資格】親子の部  
西原町に本籍または現住所を有する親子(子は小学生以下)一般の部(経験者・初心者)西原町に本籍又は現住所を有する者  
※ペアの一人が右記の要件を満たしていれば可。ただし、18歳未満及び高校生の参加は不可とする。  
【参加料】一人千円(保険料・賞品代等)  
※親子の部は1ペアで千円  
【申込先】西原町体育協会事務局  
☎945・8095  
FAX945・8096  
【締め切り】平成18年8月31日(木)午後5時まで  
※申し込みは、原則としてペアでお願いします。但し、ペアのない方は一人でも可能です。  
【受付期間】7月26日～8月16日まで  
【申込先】東部消防組合消防本部総務課  
☎945・2200

**西原町初心者テニス体験教室のお知らせ**  
ラケットに触れ、ボールに触れ、少しでもテニスの楽しさを味わっていただくため、第一回西原町杯さわふじミックステニス大会会場にて、初心者の方を対象とした、体験教室をおこないます。参加を希望される方は、左記までお申し込みください。  
【日時】平成18年8月13日(日)午前8時30分集合  
予備日9月3日  
【会場】西原町営テニスコート  
【問合せ先】西原町テニス協会  
☎070・5814・2737 泉  
西原町役場企画政策課女性行政係

**応急手当・上級救命講習会のお知らせ**  
誰かが倒れたとき、あなたはそれを救えますか？生活の中でいつ起こるかわからない急病やけがに備え、応急手当の方法を学びましょう。あなたの迅速な応急手当と一一九番通報が、尊い人命を救う救命リレーのスタートです。  
【日時】平成18年9月9日(土)午前9時30分～午後6時30分  
【場所】東部消防本部講堂  
【対象】東部消防管内に住所を有する者・最後まで講習を受けられることができる者  
【募集定員】30人  
【受講料】無料  
【申込方法】東部消防組合消防本部・警防課へ直接申し込んでください。  
【申込期間】平成18年8月17日(木)～9月7日(木)  
午前9時～午後5時(土・日・祝祭日を除く)  
※定員に達し次第締め切ります。  
※受講修了者には「上級救命講習修了証」を交付します。  
【お問い合わせ】東部消防組合消防本部・警防課  
☎946・9999

**平成18年度西原町手話奉仕員養成講座入門基礎編受講生募集**  
【目的】聴覚に障害を持つ方の生活及関連する福祉制度等についての理解を深めるとともに、日常生活に必要な手話表現技術を習得し、西原町内における聴覚障害者のコミュニケーションの確保のための手話奉仕員を養成することを目的とする。  
【期間】平成18年9月7日(木)～平成19年3月29日(木)  
【日時】毎週木曜日(午後2時～4時30分)  
【場所】西原町社会福祉センター(研修室)  
【対象】西原町に在住しており、講座終了後に手話奉仕員として活動できる方(登録については、テストの合否によって決定させていただきます。)  
【募集人数】定員20名(定員に達し次第締め切ります)  
【募集締切】平成18年8月1日(火)～8月31日(木)まで  
【受講料】無料(但し、入門編及び基礎編のテキスト代は負担)  
【申込先】西原町社会福祉協議会(担当 呉屋)  
☎945・3651  
FAX946・6777  
※講師の都合上、多少、日程変更の場合がありますのでご了承ください。





第124号 平成18年8月1日

生涯学習だより

西原町教育委員会  
生涯学習課  
TEL 098-945-5036  
FAX 098-945-6770



学級・講座案内

| 学級・講座名                   | 内 容                         | 対 象  | 期 間                           | 時間・場所           | 定員  | 申込期間                 | 備 考・連絡先                  |
|--------------------------|-----------------------------|------|-------------------------------|-----------------|-----|----------------------|--------------------------|
| 文 教 の ま ち 学 園<br>公 開 講 座 | 講演<br>人間国宝の至芸<br>「城間徳太郎の世界」 | 町民一般 | 8/10(木)<br>午前10時～12時          | 西原町中央<br>公民館ホール | なし  | 当日受付                 | 西原町中央公民館<br>098-945-3657 |
|                          | 「笑いが一番」<br>おきらく亭 はち好        | 町民一般 | 8/24(木)<br>午前10時～12時          | 西原町中央<br>公民館ホール | なし  | 当日受付                 |                          |
| う ち な ー ぐ ち<br>入 門 講 座   | 講師:比嘉光龍<br>(フィジカロン)先生       | 町民一般 | 9/15～11/7<br>毎週火曜日<br>午後7時～9時 | 西原町<br>中央公民館    | 30名 | 8月7日(月)<br>～8月28日(月) |                          |

～親子手作り交流会～

夏休みは、シックイシーサーづくりに挑戦しよう！

趣 旨：親子で体験活動をととして親子のふれあいを図り、親と子のこころを結び、思い出づくりと青少年の健全育成を図る。

日 時 平成18年8月20日（日）午前9時～12時  
場 所 西原南小学校ピロティ  
材料費 1体につき1,000円  
定 員 親子25組(町内在住)  
持参するもの ヘラ、新聞紙（3～4枚）  
申込期間 平成18年8月7日(月)～8月16日(水) 電話申込  
申込先 西原町青少年健全育成協議会  
(町教育委員会生涯学習課内) TEL945-5036 FAX 945-6770

世界に一つ  
しかないシーサー  
だよ！

シックイシーサーとは  
シーサーは本来、屋根職人が余った瓦のかけらとシックイで作ったもので、決まったスタイルはありません。いつも同じ瓦の  
かけらがあるわけでもないので、毎回違うシーサーが誕生し、それぞれがユニークでオリジナルなものです。

プログラムの詳細については、各連絡先にお問い合わせ下さい。

第26回青少年健全育成町民総決起大会 500名参加！

◆◆非行、深夜はいかい防止、交通事故防止をパレードでアピール！◆◆

第26回西原町青少年健全育成町民総決起大会（主催：西原町青少年健全育成協議会）が、7月7日に西原町中央公民館で行われた。大会へは約500名が参加し、町内小中高等学校、PTAの代表による意見発表が行われた。大会後、西原高等学校マーチングバンドの先導で、サンエー西原シティまでをパレードし、深夜はいかい防止などをアピール。

また、今回は、西原町交通安全推進協議会、浦添地区交通安全協会との合同開催で小那覇交差点からホットスパー小波津店の間で、ウェーブ作戦を行い、道行くドライバーへ交通安全を呼びかけた。

意見発表者 比嘉 南美（坂田小学校6年生）「我が家のきまり事」 大石 桃（西原小学校6年生）「家族という名の宝物」  
宮島 亘（西原東中学校3年生）「こころいやされる最高の場所」 石原未来（西原高等学校2年生「食卓と家庭のつながり」  
宮良 政洋（西原南小学校PTA会長）「家族団らん 家族が寄り合いうちとけて楽しむ事」

西原町体育協会 各競技結果

各区対抗バスケットボール大会 7月9日(日)西原町民体育館

| 順位 | 優勝    | 準優勝 | 3 位   |     |
|----|-------|-----|-------|-----|
| 男子 | 翁長区   | 池田区 | 内間団地区 | 棚原区 |
| 女子 | 内間団地区 | 翁長区 |       |     |

第4回西原町民バドミントン選手権大会 6月25日(日)西原町民体育館

| 順位  | 優勝                 | 準優勝               | 3 位                |                  |
|-----|--------------------|-------------------|--------------------|------------------|
| 男子A | 与那嶺・上原<br>(シャトル86) | 小谷・新垣<br>(西原シャトル) | 我喜屋・前田<br>(シャトル86) |                  |
| 男子B | 砂川・浦井<br>(シャトル86)  | 花城・上原<br>(西原東)    | 杉村・新垣<br>(バド友の会)   | 具志堅・具志堅<br>(西原東) |
| 男子C | 新垣・與那覇             | 小川・瑞慶覧            | 高江洲・高江洲            | 上原・西平            |
| 女子B | 山城・饒辺<br>(ヤンマー)    | 吉岡・仲村<br>(バド友の会)  | 小浜・新垣<br>(西原シャトル)  |                  |
| 女子C | 金城・比嘉              | 藤井・上地             | 我喜屋・我喜屋            | 砂川・浜中            |

各区対抗卓球大会 7月9日(日)西原中学校体育館

| 優 勝 | 準優勝  | 3 位   |
|-----|------|-------|
| 我謝区 | 与那城区 | 内間団地区 |

各区対抗バレーボール大会 6月18日(日)西原町民体育館

| 順位 | 優勝    | 準優勝 | 3 位 | 4 位   |
|----|-------|-----|-----|-------|
| 男子 | 与那城区  | 翁長区 | 棚原区 | 内間団地区 |
| 女子 | 内間団地区 | 兼久区 | 翁長区 |       |

第7回西原町空手・古武道大会 6月25日(日)西原町民体育館

| 順位       | 優勝    | 準優勝   | 3 位   |       |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| 型(一般男子)  | 翁長 俊行 | 与那嶺正則 | 平 武蔵  |       |
| 型(壮年)    | 平良久仁夫 | 宮平 雅司 |       |       |
| 型(女子)    | 奥間 優子 | 平安座美和 | 屋良 葉月 |       |
| サイ(成年男子) | 与那嶺正則 | 佐久田 司 | 平 武蔵  |       |
| サイ(壮年男子) | 平良久仁夫 | 宮平 雅司 |       |       |
| サイ(女子)   | 平安座美和 | 長島 園  | 奥間 優子 |       |
| 棒(成年男子)  | 平 武蔵  | 与那嶺正則 | 佐久田 司 |       |
| 棒(壮年男子)  | 宮平 雅司 | 平良久仁夫 |       |       |
| 棒(女子)    | 屋良 葉月 | 長島 園  | 奥間 優子 |       |
| 組手(男子)   | 山田 展聖 | 豊里 裕紀 | 港川 英樹 | 翁長 俊行 |

| 催し物案内 | 事 業 名                       | 日 時                                         | 場 所                               | 連 絡 先                           |
|-------|-----------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|
|       | 各区対抗ソフトボール大会                | 8月27日(日) 9:00 予備日 9/3                       | 西原中、西原東中、西原南小                     | 西原町体育協会<br>(町民体育館内)<br>945-8095 |
|       | 第34回中頭郡夏季体育大会<br>(バドミントン競技) | 8月13日(日) 9:00                               | 西原町民体育館                           |                                 |
|       | 親子こうさく会                     | 8月5日(土) 14:00～16:00                         | 坂田児童館(要申込、<br>定員20名、材料費300円)      | 坂田児童館<br>944-6308 東江            |
|       | えいごで遊ぼう                     | 8月11日(金) 14:00～15:00                        | 坂田児童館(要申込、定員15名)                  |                                 |
|       | 習字教室                        | 8月18日(金) 14:00～15:00                        | 坂田児童館(要申込、定員10名)                  |                                 |
|       | ジャグリング教室                    | 8月2日(水)、10日(木)、16日(水)<br>23日(水) 14:00～15:00 | 坂田児童館(小学生～一般で4<br>回参加できる方)道具代100円 |                                 |
|       | 坂田児童館 夏まつり                  | 8月26日(土) 14:00～16:00                        | 坂田児童館                             | 西原児童館<br>945-4393 新川            |
|       | 紙工作会(飛び出すカード)               | 8月12日(土) 14:00～16:00                        | 西原児童館(要申込)                        |                                 |
|       | 習字教室                        | 8月15日(火)、16日(水) 14:00～15:00                 | 西原児童館(要申込)                        |                                 |
|       | どろだんごづくり                    | 8月17日(木) 15:00～17:00                        | 西原児童館(当日受付)                       |                                 |
|       | ビデオ会                        | 8月19日(土) 14:00～16:00                        | 西原児童館                             | 西原東児童館<br>944-0976 平良           |
|       | トランポリン                      | 8月26日(土) 14:00～16:00                        | 西原児童館(当日受付)                       |                                 |
|       | 火災訓練(通報訓練)                  | 8月29日(火)                                    | 西原児童館                             |                                 |
|       | 紅型教室                        | 8月4日(金) 14:00～16:00                         | 西原東児童館(定員20名、材料費300円)             |                                 |
|       | 習字教室                        | 8月9日(水) 10:00～12:00                         | 西原東児童館(定員10名、道具持参)                |                                 |
|       | リサイクル講座～段ボールクッキング～          | 8月19日(土) 10:00～12:00                        | 西原東児童館                            |                                 |
|       | 工作会                         | 8月22日(火) 14:00～16:00                        | 西原東児童館(定員15名)                     | 西原東児童館                          |
|       | トランポリン                      | 8月25日(金) 14:00～16:00                        | 西原東児童館                            |                                 |

◎第5回西原町さわふじ青年エイサーまつり:8月13日(日)午後6時 サンエー西原シティ野外駐車場 特設会場◎